

# 平成22年度税制改正の検証

—小規模宅地等の課税価格の計算特例の改正を中心として—

加 藤 順 弘

## 目次

はじめに

第1章 小規模宅地等の課税価格の計算特例の概要

　第1節 小規模宅地等の計算特例のあらまし

　第2節 小規模宅地等の計算特例の変遷

　第3節 平成22年度改正前的小規模宅地等の計算特例の問題点

第2章 平成22年度税小規模宅地等の改正の内容と検証

　第1節 平成22年度税制改正の具体的な内容

　第2節 平成22年度税制改正内容の検証

第3章 特定居住用宅地等に関する事例検討

　第1節 居住用宅地等が2以上ある場合

　第2節 佐賀地裁判決の検討

まとめ

## はじめに

平成22年度税制改正は民主党政権下で初めての税制改正であり、平成21年12月22日に公表された「平成22年度税制改正大綱」（以下「税制改正大綱」という。）ではまず、政権公約にあった①構造変化への対応と新たな国づくり、②政府への信頼の回復と国民不安の解消がおりこまれ、新しい税制改正の仕組みとして、新しい税制調査会の設置や租税透明化法の制定等があげられた。また、税制改正大綱の最後の第5章「今後のすすめ方」では租税特別措置法の見直しに関する基本方針が掲げられ、国税で41項目、地方税で57項目を縮小、あるいは期限の到来をもって廃止することとしたのは大変興味深いことである。

改正の内容は例年どおり、個人所得課税から法人課税、国際課税、資産課税、消費税、個別間接税、市民公益税制等、多岐にわたるものであるが、本稿では資産課税の改正のうち、納税者にとって特にインパクトの強かった租税特別措置法第69条の4「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（以下「小規模宅地等の計算特例」という。）関連の改正に着目し、今回の平成22年度税制改正を検証する。

## 第1章 小規模宅地等の計算特例の概要

### 第1節 小規模宅地等の計算特例のあらまし

小規模宅地等の計算特例の制度は、個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、非相続人又は被相続人と生計を一にする親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等で建物又は構築物の敷地の用に供されていたものがある場合には、①特定事業用宅地等および②特定同族会社事業用宅地等については400m<sup>2</sup>までの部分について80%相当額、③特定居住用宅地等については240m<sup>2</sup>までの部分について80%相当額、④貸付事業用宅地等については200m<sup>2</sup>までの部分について50%相当額をその用途区分に応じ、相続税の課税価格に算入すべき金額から減額するという制度である（措法69の4）。

①の特定事業用宅地等とは、被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。）の用に供されていた宅地等で、一定の要件を満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものという（措法69の4③一、措令40の2⑤）。

②の特定同族会社事業用宅地等とは、相続開始直前に被相続人及びその被相続人の親族その他被相続人と特別の関係のある者が有する株式の総数又は出資の総額がその株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の10分の5を超える法人の事業の用に供されていた宅地等で、その宅地等を相続又は遺贈により取得したその被相続人の親族（その法人の役員である者に限る。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ申告期限まで引き続きその法人の事業の用に供されているものをいう（措法69の4③三、措令40の2⑩⑪）。

③の特定居住用宅地等（その宅地等が2以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）とは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、その被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものという（措法69の4③二、措令40の2⑥⑦）。

イ その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつその家屋に居住していること。

ロ その親族（被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る。）が相続開始前3年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者に所有する家屋に居住したことがない者であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること（被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた法定相続人である親族がいない場合に限る。）。

ハ その親族が被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること。

ここで、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合の政令で定める

宅地等は、次の区分に応じ、次の宅地等をいう（措令40の2⑥）。

- a. 被相続人の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合 その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等
  - b. 被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合 その親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等
  - c. 被相続人及びその親族と生計を一にしていた親族の居住の用に供されていた宅地等が2以上ある場合 次の区分に応じそれぞれ次に定める宅地等
    - ① その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等とその親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等とが同一である場合 その一の宅地等
    - ② ④に掲げる場合以外の場合 その被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等及びその親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等
- ④の貸付事業用宅地等とは、被相続人の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。）の用に供されていた宅地等で、一定の要件を満たす被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したものという（措法69の4③四、措令40の2⑫）。

## 第2節 小規模宅地等の計算特例の変遷

小規模宅地等の計算特例の源泉は、昭和50年の個別通達「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価について」（昭50.6.20.直資5-17）に遡ることができる。この個別通達は、昭和50年に創設された農地等に係る相続税又は贈与税の納税猶予制度の国会での議決において事業用及び居住用宅地についての所要の調整をするとの付帯決議から設けられたものである。その後昭和58年の相続税財産評価基本通達の改正で取引相場のない株式の評価の改正が行われたことに関連し、個人事業者の事業の用又は居住の用に供する小規模宅地等の処分についての配慮から従来の通達による取扱いを発展的に吸収し、相続税の課税上特別の配慮を加えることとして、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例として法令化されたのである。その後、昭和63年、平成4年と事業用宅地及び居住用宅地の減額割合は緩和の方向で改正が行われたが、平成6年にはさらに制度拡充と適用要件の大幅な緩和がなされ、平成11年、13年の更なる減額割合の改正へとつながっている。

このように昭和58年の法令措置から平成13年の改正まで小規模宅地等の計算特例の減額の適用要件は大幅に緩和されてきたが、居住継続要件を満たさない事例であっても特例の適用を受けることが可能となるなど、本来の事業承継制度の趣旨を考慮すると必ずしも的確な制度となっておらず、制度の見直しが必要であるとの観点から、平成22年度において改正がなされたのである<sup>1)</sup>。

## 第3節 平成22年度改正前の小規模宅地等の計算特例の問題点

平成22年度改正前の小規模宅地等の計算特例は、居住用及び事業用宅地等に係る税負担

をできるだけ少なくするという目的ではあるが、本来この特例制度から外れる部分まで軽減されているという指摘<sup>2)</sup>があり、改正前の問題点としては次の3点にまとめることができる。

①特定事業用宅地等および特定居住用宅地等に該当するものについては申告期限までその宅地等を保有することが適用条件であるが、それ以外の事業用宅地等については申告期限まで保有しない場合でも50%の特例適用を受けることが可能である。

②一の宅地等について特定居住用宅地等の特例を受けることのできる相続人が一人でも取得した場合には、特例適用対象とならない共同相続人であってもその宅地に対して特定居住用宅地としての特例適用が可能である。

③一の宅地等の一部について特定居住用宅地等の特例を受けることができる場合は、特例適用の対象とならない部分も含めてその宅地全体が特定居住用宅地等として特例の適用対象となる。

## 第2章 小規模宅地等の計算特例における改正の内容と検証

### 第1節 平成22年度税制改正の具体的な内容

上記、第1章第3節では平成22年度税制改正前の問題点を述べたが、本来、特例の適用対象とはならない部分も含めて軽減されることがあり、その結果、全体の課税価格が低くなり、税額に影響しているということから、税制改正大綱では、この点を考慮したより厳格な改正案が打出されたのである。改正の内容は以下の4点にまとめることができる。

①相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等を適用対象から除外する。つまり、特例の適用対象となる宅地等の改正である。

②一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。つまり、共同相続の場合の取扱いについての改正である。

③一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件を満たす部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して減額割合を計算する。つまり、一棟の建物の敷地の一部が特定居住用宅地等である場合の取扱いについての改正である。

④特定居住用宅地等とは、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを法令において明確化する。つまり、特定居住用宅地等の範囲の明確化を目的とした改正である。

### 第2節 平成22年度税制改正内容の検証

この節では、上記、第2章第1節で4点にまとめた税制改正の改正項目を個々に確認し、その対応を試みるとともに問題点の有無を確認する。

①「相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等を適用対象から

除外する。」について

改正前では継続がなくても200m<sup>2</sup>までは50%の減額がなされていたが、この改正項目では継続性が厳格化され、継続しない宅地等については全て適用がなくなることとなつた。また、特例の対象となる小規模宅地等は、第1章第1節の小規模宅地等の計算特例のあらましで述べたように、特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等、特定居住用宅地等及び上記の3つ以外の小規模宅地等に大きく4つの区分に分けられるが、この4番目の区分が貸付事業用宅地等となり用途が明確化された。

②「一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。」について

共同相続、例えば、被相続人の居住用宅地を配偶者と子が共有で相続した場合を想定する。子が被相続人と同居しておらず、また生計も別である場合、子が取得する部分は特定居住用宅地等の要件を満たさないこととなるが、この宅地等が一の宅地等である場合、また、子の共有割合が宅地等の大部分を占めている場合でも、改正前は子の取得した宅地等も80%の減額が受けられたが、改正後は配偶者の取得した部分のみの適用となる。

③「一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件を満たす部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して減額割合を計算する。」について

一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件を満たす部分とそれ以外の部分がある場合には、それぞれの部分ごとに按分して減額割合を計算することになる。例えば、改正前は建物の一部分でも居住用であれば、その建物の敷地の全てが特定居住用宅地等として80%の減額適用が可能であったが、改正後は居住用部分に対応する建物の敷地部分のみが特定居住用宅地等としての80%減額適用が可能となる。

④「特定居住用宅地等とは、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを法令において明確化する。」について

これは、平成21年2月4日の「適用対象となる宅地等とは主として居住の用に供されていた宅地等に限られない。」との福岡高裁判決を受けての適用対象宅地の厳格化・明確化の改正と思われる<sup>3)</sup>が、被相続人等の居住用宅地等が2以上ある場合には、その被相続人等が主として居住の用に供していた一の宅地等に限り、特例が適用されるということを法令により明らかにしている（措令40の2⑥）。

以上、第2章で適用が厳格化された小規模宅地等の計算特例の具体的改正内容4点を検証したが、次の第3章では多くの納税者にインパクトを与えるであろう4点目の特定居住用宅地等の改正「主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られる」に的を絞り、事例及び判例を交えてさらに検討していく。

### 第3章 特定居住用宅地等に関する事例検討

#### 第1節 居住用宅地等が2以上ある場合

以下では、事例を用いて小規模宅地等の計算特例の特定居住用宅地等への該当性を検討する。

被相続人はA宅地180m<sup>2</sup>、B宅地150m<sup>2</sup>2つの宅地を所有している。A宅地の建物は被相続人の居住用であり、B宅地の建物は被相続人と生計を一にする親族の居住用である。

つまり、被相続人の所有する宅地が2つあり、いずれの宅地も特定居住用宅地等に該当する場合には、A宅地の180m<sup>2</sup>の他にB宅地から60m<sup>2</sup>(240m<sup>2</sup>-180m<sup>2</sup>)部分が小規模宅地の特例に適用できるかを検討する。

措法69の4①では被相続人の居住用宅地等のほか当該被相続人と生計を一にする親族の居住の用に供されていた宅地等にも特例が適用される。したがってこのケースでは、特定居住用宅地等に該当する限り、A宅地のみならずB宅地の60m<sup>2</sup>分も小規模宅地の特例である80%減額の適用となる。なお、限度面積要件を満たす限り、特例の適用対象面積の選択は相続人の任意で行えることとなる。

今回の平成22年度改正では、上記したとおり、被相続人の居住用宅地等が2以上ある場合には、そのうち主として居住の用に供されていた一の宅地等に限り、特例が適用される旨の規定がなされたが、被相続人の居住用宅地等が2以上あり、かつ、被相続人と生計を一にする親族の居住用宅地等が2以上ある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次に定める宅地等が特例の対象になることとされている。

イ その被相続人が主として居住の用に供していた一の宅地等とその親族が主としてその居住の用に供していた一の宅地等が同一である場合

この場合はその一の宅地等

ロ イに掲げる場合以外の場合

この場合はその被相続人が主としてその居住の用に供していた一の宅地等及びその親族が主として居住の用に供していた一の宅地等

上記のケースは、ロに該当する場合であり、A宅地が被相続人の主として居住の用に供されていた宅地であり、B宅地が被相続人と生計を一にする親族の主として居住の用に供されていた宅地等であれば、いずれについても小規模宅地の特例の対象となると思われる。

このケースに関連し、次節では平成20年5月1日判決の佐賀地裁の事件を検討することとする。

#### 第2節 佐賀地裁判決の検討

平成20年5月1日佐賀地裁判決のこの事件は、前節のケースと同様に居住用宅地が2以上ある事案であり、今回の税制改正を理解する上で非常に興味深い事件である。事件の概要は、原告が相続により取得した2つの宅地について、いずれも平成15年法律第8号によ

る改正前の旧措置法69の4①の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用があるとして、相続税の申告を行ったが、佐賀県税務署長により一方の宅地については、上記法令は適用されないとして、相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、上記処分のうち、申告分を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分が違法であるとして、その取り消しを求めた事件である（平成18年（行ウ）第10号相続税更正処分取り消し請求事件）<sup>4)</sup> <sup>5)</sup> <sup>6)</sup>。

判決の要旨は以下のとおりである。

相続税と所得税の特例という違いはあるものの、所得税の場合には、措置法31条の3第2項に「居住の用に供している」という文言があり、これについて規定する措置令20条の3第2項において、「その者がその居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、これらの家屋にうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする」と規定しているにもかかわらず、本件特例においてはそのような制限はされていないことからすると、本件特例の解釈として、主として居住のように供されていた宅地等に限ることは困難であって、面積要件さえ満たせば、複数存在することも許容されていると解するものが相当であるとするものであった<sup>7)</sup>。

ここで関連条文をみていくが、まず、旧措置法69条の4は、小規模宅地についての相続税の課税価格の計算の特例について定め、1項は「個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続又は遺贈に係る被相続人若しくは当該被相続人と財務省令で定める建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるものがある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得した特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したものについては、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象地等に限り、相続税法第11条の2に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。」と規定し、同項1号は、「特定事業用宅地等である小規模宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 100分の20」と、同2号は、「前号に掲げる小規模宅地等以外の小規模宅地等 100分の50」とそれぞれ規定している。また、2項は、小規模宅地等の限度面積要件について定めたており、同項3号は、「当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積合計が200m<sup>2</sup>以下であること。」と規定しており、さらに、3項2号は、特定居住用宅地等の意義について、「被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等を取得した個人のうちに、当該配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。」

とし、「次に掲げる要件」として「イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該宅地等に居住していること」「ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る。）が相続開始前3年以内に相続税法の施行地にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（当該相続開始の直前において当該被相続人の居の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことのない者（財務省令で定める者を除く。）であり、かつ、相続開始から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）」「ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始から申告期限まで引き続き、当該宅地等を自己の居住の用に供していること」と規定している。

また、原告の主張の1つになっているものに昭和50年6月20日付の通達「事業又は居住の用に供されていた宅地の評価について」がある。この通達はその後、昭和58年の法律化により廃止されたものであるが、「相続又は遺贈により取得した宅地で、その相続又は遺贈に係る被相続人の事業又は居住の用に供されていたものの価額は、昭和39年4月25日付「相続財産評価に関する基本通達」第2章第2節の定めにかかわらず、同節の定めによって評価したその宅地の価額の100分の80に相当する金額によって評価する。」と規定するとともに、「居住の用に供されていた宅地とは、相続開始時において被相続人が居住の用に供していた宅地をいい、これに該当する宅地が2以上ある場合には、相続開始時において被相続人が主として居住の用に供していた宅地をいうものとする。」と規定されていた。

なお、同通達は、その趣旨として「事業又は居住の用に供されていた宅地のうち、最小限必要な部分については、相続人等の生活基盤維持のため欠くことのできないものであつて、その処分について相当の制約を受けるのが通常である。このような処分に制約のある財産について通常の取引価格を基とする評価額をそのまま適用することは、必ずしも実情に合致しない向きがあるので、これについて評価上、所用のしんしゃくを加えることとしたものである。」とその旨を規定していた。

また、所得税法33条1項は、資産の譲渡による所得を譲渡所得と規定し、措置法31条1項は譲渡所得のうち、当該譲渡に係る年の1月1日において所有期間5年を超える土地等及び建物に係る譲渡所得は、長期譲渡所得として、他の所得と分離されて課税される旨を規定している。措置法31条の3第1項は、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を定め、同第2項は、「前項に規定する居住用財産とは、次に掲げる家屋又は土地等をいう。」と規定し、同項1号は、「当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの」と規定している。この政令に当たる措置令20条の3第2項は、「法第31条の3第2項第1号に規定する政令で定める家屋は、個人がその居住の用に供している家屋（当該家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分があるときは、

その居住の用に供している部分に限る。)」とし、その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする。」と政令で定めている。

以上、関連条文をみてきたが、この事件は「居住の用に供された宅地等」が「主として居住の用に供していた宅地等」に限られるかが最大のポイントであり、裁判所の判断の趣旨は以下のとおりである。

①上記、判決の要旨でも触れたが、所得税の場合には、措置令20条の3第2項において、「その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限るものとする。」と規定しているにもかかわらず、本件特例においてはそのような制限はされていないことからすると、本件特例の解釈として、主として居住の用に供されていた宅地等に限るとすることは困難であって、面積要件さえ満たせば、複数存在することも許容されていると解釈するのが相当である。

②本件個別通達は「居住の用に供されていた宅地等とは、相続開始時において被相続人が居住の用に供していた宅地をいい、これに該当する宅地が2以上ある場合には、相続開始時において被相続人が主として居住の用に供していた宅地をいうものとする。」と規定しており、その趣旨を引き継いで通達が法律化されたものであるから、本件特例も本件個別通達と同様の解釈をするべきである旨、被告は主張する。

③本件のような相続税における小規模宅地等の課税の特例における居住用宅地については、1回限りの相続において、面積要件もあり、居住の継続要件もないことからすると、譲渡所得の特例の場合のように、主たるものに制限しなければならない理由に乏しく、この点からも無理して本件特例の適用の対象となる「居住の用に供されていた宅地等」と限定する解釈を行う必要もない。

## まとめ

上記事件は、平成21年2月4日に福岡高裁で佐賀地裁の控訴審判決（平成20年（行コ）第27号相続税公正処分等取消請求事件）として、「本件事案の概要は、（次のとおり修正するほかは）原判決の「事実及び理由」の「事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。」とされたが、逆転納税者敗訴の判決がだされている<sup>8)</sup> <sup>9)</sup>。裁判所の判断は、主として居住の用に供されていた宅地等に限ることは困難であって、面積要件さえ満たせば、複数存在することも許容されていると解釈するのが相当であるとしたが、自宅の他に有していた宅地は生活の拠点として使用されていたと認められないと判断し、納税者敗訴の結果となった。

平成22年度の小規模宅地等の特例の税制改正は、上述してきたように明確化、厳格化を行いインパクトのある大きな改正となったわけであるが、第2章第2節税制改正内容の検

証あげた4番目のポイント「主として居住の用に供されていた一の宅地等に限る」の明確化の改正は、佐賀地裁、福岡高裁の判決である「適用対象となる宅地等は主として居住の用に供されていた宅地等に限られない」を受けての改正であると思わざるを得ないのは残念である。

### 注

- 1) 岩下忠吾「相続税」東京税理士会第4回会員研修会資料2010年5月 p.2-8
- 2) 平川忠雄・成田一正『税制改正の徹底対策』日本法令 2010年 p.212
- 3) 横林一典・小池正明・平川忠雄「大綱から読み解く平成22年度税制改正の着目点」『税理』2010年3月 p.25
- 4) 小池正明「平成22年度改正資産税の重要事項の実務」東京税理士会京橋支部・日本橋支部研修会資料 p.32-36
- 5) 税理士情報ネットワークシステム TAINS
- 6) 税研 141 2008年9月
- 7) 佐賀地裁判決『税理』別冊p.46-47 2009年7月
- 8) 福岡高裁判決『税理』別冊p.45-46 2010年7月
- 9) 税理士情報ネットワークシステム TAINS

### 【参考文献】

- 森正道編『平成22年版図解相続税・贈与税』財団法人 大蔵財務協会 2010年  
西野克一『平成22年度所得税』財団法人 大蔵財務協会  
松山明弘・福富栄子編『資産税の取扱いと申告の手引』財団法人 大蔵財務協会2009年  
橋本守次『資産税重要事例選集』財団法人 大蔵財務協会2010年  
赤坂光則『小規模宅地特例100』税務研究会出版局 2010年  
高橋安志『小規模宅地特例のポイント』ぎょうせい 2010年  
松岡章夫『小規模宅地等の特例』財団法人 大蔵財務協会 2010年  
平川忠雄・成田一正『税制改正の徹底対策』日本法令 2010年  
八ツ尾順一・榎井康弘『税制改正Q&A』清文社 2010年  
財務省「平成22年度税制改正の大綱」2009年12月22日  
閣議決定「平成22年度税制改正の要綱」2010年2月5日  
阿部泰久・掛川雅仁・竹内陽一・塩野入文雄『税制改正の要点解説』清文社 2010年  
財務省「所得税法等の一部を改正する法律案」2010年2月5日  
総務省「地方税法等の一部を改正する法律案」2010年2月9日  
経済産業省「平成22年度税制改正について」2009年12月22日  
横林一典・小池正明・平川忠雄「大綱から読み解く平成22年度税制改正の着目点」『税理』2010年3月  
塩野入文雄「小規模宅地特例の改正を踏まえた相続対策 居住用宅地等の継続要件への対応と事例検討」『税理』2010年9月  
小池正明「平成22年度改正資産税の重要事項の実務」東京税理士会京橋支部・日本橋支部ジョイント研修会・資料2010年9月  
岩下忠吾「相続税」東京税理士会第4回会員研修会資料2010年5月